

# 記入見本

内灘町に本社本店がある法人設立の場合

第40号様式(その1)

## 法人等の設立(支店等の設置)申告書

※ 供覧		課長	補佐	係長	係	整理番号									
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">受付印</div> 令和○年 4月 22日 内灘町長	本店又は主たる事務所、事業所等	所在地	石川県河北郡字内灘町字大学1丁目2番地1												
		名称	株式会社 内灘												
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
		代表者氏名	内灘 太郎			電話番号	076-(286)-1111								
事業の目的	建設業		設立登記年月日	令和○年 4月 8日											
資本金	2,000,000円		事業開始初年度	令和○年 4月 8日から令和○年 3月 31日まで											
関与税理士氏名	河北 二郎			事業年度	平年度		4月1日から3月31日まで		年1回						
町内にある事務所事業所及び寮等の名称所在地等	名称	所在地及び電話番号	設置年月日		寮等を有する法人等の場合その施設の利用目的等										
	本社	大学1丁目2番地1 (076)286-1111	令和○年 4月 8日												
			年 月 日												
			年 月 日												
申告書用紙の送付等	送付内容	1 申告に必要な様式を全部送付して欲しい。 2 別表2(法人税額の分割に関する計算の基礎明細書)は不要。 3 税率の通知のみでよい。				(参考事項)									
	上記の送付先	1 本店又は主たる事務所、事業所等 2 内灘町内にある支店又は事務所、事業所等 3 その他 (所在地 名称)				定款・登記簿謄本(写)別添									

(備考)

- ※印欄は記載しないでください。
- この申告書は内灘町税条例の規定により当町内に事務所、事業所及び寮等(寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設)を設けた場合に、その日から30日以内に提出してください。
- 登記事項証明書及び定款の写しを必ず添付してください。

# 記入見本

町外に本社・本店があり、内灘町に支店等を設置する場合

第40号様式(その1)

## 法人等の設立(支店等の設置)申告書

※ 供覧		課長	補佐	係長	係	整理番号									
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">受付印</div> 令和○年 7月 13日 内灘町長	本店又は主たる事務所、事業所等	所在地	石川県金沢市○○1丁目○番												
		名称	株式会社 内灘												
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
		代表者氏名印	内灘 太郎			電話番号	076-(221)-XXXX								
事業の目的	建設業		設立登記年月日	平成○年 4月 8日											
資本金	2,000,000円		事業開始初年度	令和○年 7月 1日から令和○年 3月 31日まで											
関与税理士氏名	河北 二郎			事業年度	平年度		4月1日から3月31日まで		年1回						
町内にある事務所事業所及び寮等の名称所在地等	名称	所在地及び電話番号	設置年月日	寮等を有する法人等の場合その施設の利用目的等											
	内灘営業所	大学1丁目2番地1 電(286)1111	令和○年 7月 1日												
			年 月 日												
申告書用紙の送付等	送付内容	1 申告に必要な様式を全部送付して欲しい。 2 別表2(法人税額の分割に関する計算の基礎明細書)は不要。 3 税率の通知のみでよい。			(参考事項)  定款・登記簿謄本(写)別添										
	上記の送付先	1 本店又は主たる事務所、事業所等 2 内灘町内にある支店又は事務所、事業所等 3 その他 (所在地 名称)													

(備考)

- ※印欄は記載しないでください。
- この申告書は内灘町税条例の規定により当町内に事務所、事業所及び寮等(寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設)を設けた場合に、その日から30日以内に提出してください。
- 登記事項証明書及び定款の写しを必ず添付してください。